

海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会における今後の検討課題(案)

1 普及の在り方

・海上における共通通信システムの速やかな普及を実現することが必要。そのためには、海外の安価な国際基準の機器が円滑に国内で使用できるようにすることが重要。

・普及に当たっては、コスト・消費電力の面からは、5W のハンディ機の速やかな普及を図ることが現実的であるが、海上で危険回避行動を余裕をもって行うためには、確実な到達距離を確保するため 25W 据置型が望ましい。

・このため、普及を図るに当たっては、安価で操作が容易なハンディ機とともに据置型も対象とすべきか。

2 無線従事者資格の在り方

(現状)

・三海特で運用可能なものは 5W 以下の無線電話。25W 機は二海特以上の資格が必要。

(参考：資格取得に必要な講習日数と費用は、三海特で 1 日 (約 2 万円)、二海特で 2 日 (約 4 万円))

(検討課題)

・取得が容易な三海特で 25W 据置機の操作が可能となるよう操作対象範囲を拡大し、据置型、ハンディ機を選択可能とすべきか。

・資格取得のための講習においては、より運用方法を一層重視した実践的 (具体的) な内容を強化すべきではないか。

3 免許手続の在り方

(現状)

・マリン VHF 機器の技術基準では、ATIS (自動識別装置) の備付け義務がある一方で、海外で広く利用されている国際 VHF 機器にはその機能が備わっていない。

・国際 VHF とマリン VHF の間のみならず、米国 FCC 基準と国際基準の間でも、受信性能、周波数などの違いがある。

(検討課題)

・普及促進のためには、円滑・迅速な免許手続が不可欠。そのためには技術基準適合証明を受けることができるようにする必要があり、技術的検証をし

た上で技術基準を変更することが必要。

4 検査の在り方

(現状)

・義務船舶局以外の船舶局であっても、3年ごとの定期検査が必要。平成19年の規制緩和措置により、無線局の維持管理のための適切な体制が確保されている船舶局については、免許期間(5年)に1度だけ定期検査が行われるとの運用がされている。

・一方、陸上移動局、携帯局等については、定期検査が不要とされている。

(検討課題)

・普及促進を図るためには、維持コストの低廉化が不可欠であり、他の無線局を参考に、定期検査の周期の見直し、省略化又は不要化等、検査の簡素化を図るべきではないか。

5 共通通信システムの将来的な在り方の検討

・当面は必要な機能に絞り込んだ簡便な共通通信システムの早期普及の実現を主眼とするものの、将来的には通信技術の高度化(特にデジタル化)の成果を取り入れ、共通通信システムの高度化を図っていくことが必要。

・今回の答申において、当面の普及施策と併せて将来的な高度化の方向性についても示すべきか。

6 その他

・27MHz帯無線電話がなお主流である小型漁船等へ共通通信システムを普及促進するためには、関係省庁が連携した普及促進措置が必要ではないか。

・利用者が急激に拡大する一方で、運用マナーが確保されていない場合は、共通呼出チャンネル(ch16)のマスキング等、船舶の安全航行に重大な支障が生じかねない。このため、従事者資格取得の容易化と運用マナーの確保の調整をどのように図るべきか。

・外国船舶が多数往来する中で、英語での交信が必要な場合もあり、そのためのユーザーへの啓発措置が必要ではないか。